

令和 元年 第 2 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 元年 6月 7日 (金)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 元年 6月 7日 (金) 10時 00分
散 会	令和 元年 6月 7日 (金) 11時 02分
出席議員	<p>議長 田 中 政 浩 1番 寺 原 裕 明</p> <p>2番 柳 雅 明 3番 持 山 英 幸</p> <p>4番 石 橋 里 美 5番 木 村 和 彦</p> <p>6番 深 野 良 二 7番 田 口 讓 司</p> <p>8番 山 本 一 洋 9番 奥 村 忠 義</p> <p>10番 山 本 久 矢 11番 木 村 博 文</p> <p>12番 河 内 直 子 13番 横 山 善 美</p>
出席議員数	14名
欠席議員	なし
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文</p> <p>教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 大 武 一 幸</p> <p>企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美</p> <p>税 務 課 長 藤 本 英 明 住 民 課 長 亀 田 美 香 出 納 室 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</p> <p>健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 倉 掛 俊 一</p> <p>建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣</p> <p>農 林 商 工 課 長 近 藤 亮 太 上 下 水 道 課 長 川 波 剛</p> <p>福 祉 課 長 重 信 利 子 こ ど も 課 長 一 木 眞 澄</p> <p>教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 福 本 歆</p>
欠 席 者	なし
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	<p>議会事務局長 議会事務局議会係長</p> <p>仲 村 浩 之 中 原 玲 子</p>

議 事 録

令和元年第2回定例会

[初 日]

令和元年6月7日（金）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	<p>おはようございます。</p> <p>会議に先立ちまして、町民憲章の朗読をお願いしたいと思います。</p> <p>私の一つと言いますので、本文のみ引き続きお願いしたいと思います。</p> <p>(町民憲章の朗読・唱和)</p> <p>一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、平和を願い、命を大切に作る筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。</p> <p>一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>それでは、皆様、おはようございます。</p> <p>本日の出席議員は、14人につき定足数に達しております。</p> <p>ただ今から、令和元年第2回筑前町議会定例会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を、行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番 木村和彦議員及び6番 深野良二議員を、指名します。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を、議題とします。</p> <p>お諮りをいたします。</p> <p>本定例会の会期は、本日6月7日から6月14日までの8日間としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は、本日から6月14日までの8日間と決定いたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。</p> <p>町長</p>
町 長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、令和元年第2回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日は、令和元年5月以降、筑前町議会の初定例会でございます。この機会に平成の30年間の人口動向の面から振り返ってみたいと思います。</p> <p>日本は、平成のはじめから少子高齢社会へと移行いたしました。そして平成の中ほど、筑前町が合併した平成17年度頃から歴史上、例を見ない高度的な人口減少社会へと転じました。国も地方自治体も少子高齢化、人口減少社会へ対応すべく様々な施策を講じてまいりました。</p> <p>筑前町も合併年度から7年間は国と同じく人口は減少しておりましたが、その後の7年間は微増傾向にあります。人の動向は、町の活力の一つのバロメーターであろうかとも思います。本町の今年の5月1日の人口は、2万9,764人と過去最高の人口となっております。これも先人、先輩のたゆまぬ努力の成果だと思っております。</p>

論語にもありますように、まちづくりの要諦は「天の時は地の利に如かず地の利は人の和に如かず」と教えます。少子高齢社会という天の時を知り、福岡都市圏に隣接し、「とかいなか」という地の利を生かし、合併し、地方創生に取り組むという人の和をもって今があると思います。

私どもはこのような平成からの遺産をしっかりと受け継ぎ、本格化する人口減少、グローバル社会を受け止め、住民と議会と行政が一体となって、明るく希望ある令和の時代を築かなければならないとの思いを新たにします。よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提案します議案等9件の提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号、専決処分の報告につきましては、県道筑紫野三輪線における事故について損害を賠償し、和解するにあたり地方自治法の規定により専決処分し、報告するものです。

報告第2号、平成30年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越につきましては、3月定例会において御承認いただきました「農地・農業用施設災害復旧事業」「林道災害復旧事業」「道路橋梁災害復旧事業」「河川災害復旧事業」の4件の繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定により報告するものです。

承認第2号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、筑前町税条例等の一部を改正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕が無かったため、専決処分をしたものです。

承認第3号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成31年4月1日に施行されたこと及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、町議会を開催する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたものです。

承認第4号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、水道事業会計は消費税及び地方消費税を申告し、納税する義務があるが、新規接続による加入金、使用料等の収入が増加したこと等により、納付すべき消費税額が増加したため、予算を補正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたものです。

承認第5号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、プレミアム付商品券事業の実施にあたり、その準備のための予算が必要なことから、筑前町一般会計予算を補正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたものです。

議案第26号、区域外路線の認定の承諾につきましては、筑紫野市が区域を越えて道路認定を行うにあたり、区域外路線の認定を承諾する必要があるため、道路法の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第27号、筑前町森林環境譲与税基金条例の制定につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の創設に伴い、森林の整備及びその促進に関する財源に充てるため、この基金を定める必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。

議案第28号、令和元年度筑前町一般会計補正予算（第2号）につきましては、補正額6,320万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ121億5,182万5,000円とするものです。

増額補正する主なものは、中島池及び地藏谷池の洪水吐改修工事を行うための農村環境整備事業3,002万円、などを追加するものです。

	<p>以上が、本日提案します議案の提案理由です。</p> <p>慎重にご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、あいさつ並びに提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。</p>
議長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議長	<p>日程第4 報告第1号「専決処分の報告について（県道筑紫野三輪線における事故）」を、議題とします。</p> <p>報告を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>報告第1号「専決処分の報告について」</p> <p>地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>3ページをお願いします。</p> <p>平成31年専決第5号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。</p> <p>平成31年4月9日、町長名でございます。</p> <p>事故名 県道筑紫野三輪線における事故</p> <p>事故発生日 平成30年7月6日</p> <p>事故の相手方 町外の居住者でございます。</p> <p>事故の概要 平成30年7月6日、県道筑紫野三輪線において、道路下を横断している水路管継ぎ目の隙間から土砂が吸い出され、その結果、路面が陥没し、走行中の車両が転落したものでございます。</p> <p>損害賠償額としては、42万8,887円でございます。</p> <p>この損害賠償につきましては、県道を所管しております福岡県と水路の施設管理の筑前町で補償額を、トータル142万9,625円を、県が7、町が3割という形で対応をしているものでございます。</p> <p>なお、この42万8,887円につきましては、町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険で対応していることを申し添えます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	この事故で搭乗者にケガはなかったんですか。また、完治はされているのか、お尋ねします。
議長	総務課長
総務課長	<p>運転手の方もケガをされています。</p> <p>先ほどの保険のトータルのものを、143万程度お話をさせていただきましたけども、対人が25万8,045円、対物が117万1,580円で、現在は完治という形で報告させていただきます。</p>
議長	<p>他に、質疑ございませんか。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これで、本件の報告を終わります。</p>
日程第5	
議長	日程第5 報告第2号「平成30年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越について」を、議題とします。

	報告を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の4ページをお願いします。 報告第2号「平成30年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越について」 平成30年度筑前町一般会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり報告いたします。 本日付け、町長名です。 5ページをお願いします。 この計算書につきましては、平成30年度補正予算(第9号)におきまして、繰越明許費を議決していただきました事業につきまして、繰越計算書のとおり令和元年度に繰り越しをしたものであります。 すべて災害復旧費で、農地・農業用施設災害復旧事業2億5,524万5,000円、林道災害復旧事業4,600万円、道路橋梁災害復旧事業1,505万円、河川災害復旧事業2,122万円、合計の3億3,751万5,000円の繰越額でございます。 財源の内訳は、国県支出金2億6,651万3,000円、地方債6,330万円、その他60万2,000円、一般財源710万円でございます。 以上で、説明を終わります。
議長	報告が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	特定財源のうちの、その他の内容を教えてください。
議長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 農地の受益者負担金となります。
議長	他に、ございませんか。 これで質疑を終わります。 これで、本件の報告を終わります。
日程第6	
議長	日程第6 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(筑前町税条例等の一部を改正する条例)」を、議題とします。 説明を求めます。 税務課長
税務課長	それでは、議案書の6ページをお願いいたします。 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 本日提出、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長の提案理由のとおりでございます。 7ページをお願いいたします。 平成31年専決第2号、専決処分書でございます。 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。 平成31年3月31日、町長名でございます。 8ページをお願いいたします。 8ページからが条例の改正でございます。 主な改正の内容につきましては、1点目にはふるさと納税制度の見直し、それから、2点目が住宅ローンの控除の拡充を行う措置、それから、個人住民税の非課税措置を

新設されております。それから、軽自動車のグリーン特例の見直しということでございます。

8ページ、第1条でございます。

第1条、筑前町税条例の一部を次のように改正する。

その中で、34条の7でございます。主なものについて説明いたします。

34条の7につきましては、法314条の7の改正によりまして、特例控除、いわゆるふるさと納税の措置の対象をですね、特別控除対象寄附金とするものでございます。いわゆる総務大臣の定める基準により、ふるさと納税が見直されておるとい形でございます。

それから、附則の第7条の3の2につきましては、住宅借入金特別控除の控除期間の延長がなされております。

13ページをお願いいたします。

13ページ、附則10条の3につきましては、固定資産税の高規格堤防の整備に伴う建替え家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告ということになっております。県のほうに聞きますと、福岡県には該当はないだろうということ聞いております。

それから、16ページでございます。

16ページにつきましては、附則第10条の4につきましては、熊本地震に係る固定資産の特例の適用を受けようとする者がすべき申告でございます。申告について規定されておるものでございます。

それから、18ページの附則第16条につきましては、軽自動車税のグリーン化特例についての改正でございます。

今回の改正につきましては、第1条から第5条まででございます。その中で、3段階で改正が行われるようになっております。

第1条の改正におきましては、重課、いわゆる軽自動車の年数が経つとですね、金額が上がるんですけど、重課について、平成31年を限度としたものとして、平成29年分の経過、いわゆる軽減を削減するというものでございます。

第2条につきましては、3段階の第2条改正におきましては、重課の規定を整備し、令和2年分及び令和3年分の経過を新設する。

それから、第3条の改正につきましては、令和4年分及び令和5年分の経過対象を、電気自動車等に限って新設するというものでございます。

22ページをお願いいたします。

22ページにつきましては、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申請を規定しているものでございます。

次に、第2条改正でございます。

第2条改正につきましては、23ページをお願いいたします。

第36条の3の2につきましては、給与所得者の扶養親族申告の単身児童扶養者に該当する者の場合を追加するというものでございます。親族の申告書については、追加するというものでございます。

単身児童扶養者とは、扶養手当を受けている児童と生計を一にする父または母のうち婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない者のことを言います。

次、36条の3の3につきましては、公的年金の受給者の養親族申告書の単身児童扶養者に該当する場合を追加するというものでございます。

25ページをお願いいたします。

25ページ、附則第15条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の臨時的非課税措置を新設されたものでございます。

	<p>それから、15条の2の2につきましては、軽自動車の環境性能割の賦課徴収の特例を新設したものでございます。</p> <p>27ページでございます。</p> <p>27ページ、附則第15条の6につきましては、環境性能割の税率をですね、1%軽減するというものでございます。これは、臨時的に軽減となっております。</p> <p>それから、30ページは第3条改正となっております。</p> <p>24条につきましては、単身児童扶養者の前年度所得が135万円以下の場合につきましては非課税となるという、非課税措置の対象の追加ということでございます。</p> <p>32ページにつきましては、第4条改正でございますが、これにつきましては、法改正に合わせて規定の整備がなされておるというところでございます。</p> <p>それから、34ページでございます。</p> <p>これが第5条改正でございます。</p> <p>第5条改正につきましては、大規模法人が申告する電子情報処理組織における提出義務の創設に伴います申告書の提出方法の柔軟化、及び電気・電子回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の猶予措置が規定されております。</p> <p>それから、最後に附則でございます。</p> <p>附則につきましては、附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定につきましては、当該各号に定める日から規定するということになっております。</p> <p>基本的には4月1日からするもの、6月1日については、これは、ふるさと納税関係でございます。10月1日というのは軽自動車の関係でございます。そういうふうになっております。中身をまた見ていただければ分かると思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>改正後の条文の中に、平成33年とか平成34年が出てきているんですが、令和にしなくていいんですか。</p>
議長	<p>税務課長</p>
税務課長	<p>すみません、たぶん間違いだと思います。</p> <p>私も条例例を見て作っておりますので、申し訳ございません。</p> <p>すみません、今、副町長のほうからありました。</p> <p>法的には問題はないということだそうです。ただ表示的に作っておるということでですので、そこまでちょっと気をまわしておりませんので、申し訳ありませんでした。</p>
議長	<p>他に、ございませんか。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許可します。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論ないようです。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(筑前町税条例等の一部を改正する条例)」を、採決します。</p> <p>本件は、承認することに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本件は、承認することに決定いたしました。</p>
日程第7	
議 長	<p>日程第7 承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>健康課長</p>
健康課長	<p>議案書の41ページをお願いいたします。</p> <p>承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>提案理由は、町長の説明もございましたけども、それも含め後で説明をさせていただきます。</p> <p>42ページが専決処分書です。</p> <p>平成31年専決第3号、3月31日に専決処分したものでございます。</p> <p>43ページをお願いいたします。</p> <p>このページと44ページが新旧対照表となっております。</p> <p>今回の専決処分におきましては、2つの法改正に伴い、行ったものでございます。</p> <p>1つ目が国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び、中・低所得者層の保険税負担の軽減を図るための措置について講じました、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成31年4月1日施行に伴い、本町、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じまして、専決処分をしたものでございます。</p> <p>改正内容は3点でございます。</p> <p>1点目が、第3条に医療分課税限度額、現行58万円から61万円へ改正されまして、後期高齢者支援金分と介護分、合わせまして全体では賦課限度額が93万円から96万円となる内容でございます。</p> <p>あと2点は、軽減措置についての改正でございます。</p> <p>第22条に、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の基準額が27万5千円から28万円へ改正、2割軽減の対象となります世帯の軽減判定の基準額が50万円から51万円と改正するものでございます。</p> <p>2つ目の改正でございます。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律施行令第18条第5項の応益割減免に関する附則第4条の規定の改正に伴いまして、後期高齢者医療制度において世代間、世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、被用者保険の被扶養者でございました被保険者に対する軽減特例措置が見直されまして、国民健康保険の旧被扶養者減免についても同様の措置をとるよう見直されたもので、資格取得後2年を経過する月までの間とする、当初計画されていたものに見直されたものでございます。</p> <p>このことによりまして、本町、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じまして、専決処分をさせていただいております。</p> <p>44ページの第25条になりますけども、平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、75歳以上の方や65歳以上で一定以上の障害認定を受けた方は、後期高齢者医療に加入することになっております。</p> <p>社会保険等に加入されていた方が後期高齢者医療に移行することにより、それまで社会保険等に被扶養者として加入していた方が国民健康保険に加入するときは、後期</p>

	<p>高齢者医療の保険料と国保税の2つの保険税なり料を支払うことになることから、法の下、応能割は賦課しない、応益割については被保険者均等割額を5割減免、旧被扶養者のみで構成される世帯の平等割は5割減免と、減免期間を当分の間として減免措置を行ってまいりました。</p> <p>この減免措置につきまして、今回の法改正により、応益割につきましては「当分の間」というものが廃止され、資格取得後2年を経過する月までに限り、5割減免を行うこととなり、応能割につきましては変更なく、当分の間、減免することができるという内容のものでございます。</p> <p>最後に附則としまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許可します。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>反対の立場から討論します。</p> <p>国民健康保険加入者は、2017年度末時点で国民の4人に1人に当たる2,870万人で、非正規雇用の労働者や退職後の高齢者が大半を占めています。</p> <p>加入者の貧困化で1世帯当たりの2017年度の課税標準額は、年109万4,000円しかないのに、国保料、国保税は高騰し続け、高い市町村では所得の2割を超えています。</p> <p>減額対象額が増額にはなっていますが、協会けんぽと比べ同収入でも倍近い保険税は、これ以上上げるべきではないと考えます。</p> <p>よって、反対を表明し、討論とします。</p>
議長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許可します。</p> <p>横山議員</p>
横山議員	<p>賛成の立場から討論させていただきます。</p> <p>今回の筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、今後も高齢化等による医療費の増収が見込まれる中、負担増が重いと言われている中間所得層の負担をできる限り緩和する狙いでの賦課限度額の増額、物価上昇の影響で、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、低所得者に対する軽減措置の基準額も引き上げているものであります。</p> <p>また、後期高齢者医療制度において、制度の持続性を高めるため、世代間、世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、応益割に係る保険料の軽減措置について見直しされたことを踏まえ、国民健康保険でも同様の措置見直しが行なされたものであり、それぞれ法改正に伴い行われたものであることからしても、賛成討論といたします。</p>
議長	<p>他に、ございませんか。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を、採決します。</p> <p>本件は、承認することに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議 長	<p>挙手多数です。 したがって、本件は、承認することに決定しました。</p>
日程第8	
議 長	<p>日程第8 承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成30年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）」を、議題とします。 説明を求めます。 上下水道課長</p>
上下水道課長	<p>それでは、よろしくお願いいたします。 議案書の45ページをお開き願いたいと思います。 承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。 本日付け提出、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございます。 申し訳ございませんが、議案書の46ページをお願いいたします。 平成31年専決第4号、専決処分書。 平成30年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。 平成31年3月31日、町長名でございます。 申し訳ございません。別冊の平成30年度筑前町水道事業会計補正予算書（第3号）をお出しいただきたいと思っております。 それでは、説明に入らせていただきます。 1ページをお開き願います。 平成30年度筑前町水道事業会計補正予算（第3号） 第1条、平成30年度筑前町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。 第2条、平成30年度筑前町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。 下段のほうに書いておりますけれども、収入についてはございません。 支出の第1款収益的支出、第2項営業外費用373万2,000円を増額補正しまして、総額4億5,464万2,000円とするものでございます。 なお、収益的収入額が収益的支出額に対しまして不足します額482万7,000円につきましては、過年度損益勘定留保資金482万7,000円で補填するものでございます。 補正の内容についてご説明いたしますが、3ページをお開き願います。 営業外費用項目の中の、ここに示しておりますように、2目消費税及び地方消費税額、税の分といたしまして、373万2,000円の増額でございます。 主な原因につきましては、課税売上にあたります営業収益、水道料金及び加入金が大幅に増加することとなったところでございます。 また併せまして、課税仕入れにあたります営業費用、それと資本的支出の中の工事費が減少をいたしましたところでございます。 不課税にあたります特定収入の国庫補助金や他会計負担金につきましても、工事費減によりまして減少いたしており、納付すべき消費税額が増加したために補正をお願いするものでございます。 以上で、水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>

議長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑はございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 討論、ございませんか。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、承認第4号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(平成30年度筑前町水道事業会計補正予算(第3号))」についてを、採決します。 本件は、承認することについて賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、本件は、承認することに決定いたしました。
日程第9	
議長	日程第9 承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(令和元年度筑前町一般会計補正予算(第1号))」を、議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書47ページをお願いいたします。 承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。 本日付け、町長名です。 提案理由につきましては、町長説明のとおりでありますので、省略をいたします。 48ページです。 令和元年専決第6号、専決処分書。 令和元年度筑前町一般会計補正予算(第1号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。 令和元年5月20日に専決処分をしたものであります。 別冊の令和元年度一般会計補正予算(第1号)をお願いいたします。 1ページです。 令和元年度筑前町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,179万2,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億8,862万5,000円とするものです。 この補正予算につきましては、消費税増税緩和対策、プレミアム付商品券事業の事業費及び事務費となります。 事項別明細書で説明をいたします。7ページをお願いします。 2款1項35目プレミアム付商品券事業費、補正前の額0、補正額1億4,179万2,000円です。 3節職員手当等から14節使用料及び賃借料までは、事業に要する事務費及び委託料等であります。 19節負担金補助及び交付金のプレミアム付商品券事業費交付金1億2,500万円です。

	<p>プレミアム付商品券につきましては、1冊5,000円分の商品券を4,000円で、1人当たり5冊までの購入ができることとなっております。</p> <p>対象者は、低所得者及び3歳未満となっており、対象者を約6,000人、そのうち購入者を5,000人と見込み予算計上をしております。</p> <p>次に、歳入6ページをお願いいたします。</p> <p>15款2項2目総務費国庫補助金4,179万2,000円の増額補正です。</p> <p>プレミアム付商品券事務費補助金1,679万2,000円は、歳出で説明をいたしました事務費に対する補助金です。100%の補助となっております。</p> <p>プレミアム付商品券事業費補助金2,500万円、この分につきましては、商品券のプレミアム分にあたる補助金です。</p> <p>21款5項2目雑入1億円は、プレミアム付商品券購入代金を一般会計で受け入れるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>課長の今の説明では、対象者6,000人のうち、購入の見込みを5,000人としています。残りの1,000人の低所得者に対しては、何か手立てをされるんですか。</p>
議長	<p>財政課長</p>
財政課長	<p>お答えいたします。</p> <p>今回の事業につきましては、あくまでも購入をされるということになりますので、これまでの給付金と違いまして、給付をするということでは、臨時給付金などと違ってですね、対象者に給付をするといったような事業ではありませんので、あくまでこれぐらいの方が購入をされるだろうという、最大の見込みということで予算を計上しておるところです。</p>
議長	<p>河内議員</p>
河内議員	<p>本当に低所得者の方が2万円も出せるとお考えでしょうか。</p>
議長	<p>財政課長</p>
財政課長	<p>先ほど説明いたしましたように、1冊5,000円の商品券を4,000円で購入できます。1人当たり5冊まで購入できるということでもありますので、必ずしも2万円出して買われるといったようなこともないでしょうし、必要な分だけですね、1冊5,000円分を4,000円で買えますので、すべての方が2万円を買われるといったようなことではないというふうに思います。</p>
議長	<p>他に、ございませんか。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許可します。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>反対の立場から討論します。</p> <p>低所得者向けの施策ということで、これが提唱されておりますけれども、すべての低所得者に行き渡らないということで、反対を表明し討論とします。</p>
議長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許可します。</p> <p>横山議員</p>
横山議員	<p>確かに低所得者の方に、先ほど財政課のほうからも説明がありましたように、2万円を出しなさいとか、例えば4,000円を出しなさいとか、そういうことではないというふうに思っています。</p>

	<p>もちろん低所得者の方もそうなんですけども、小さいお子さんを持っている方々にもそれが該当するというのを聞いていますので、この制度としては進めていくべきではないかなというふうに思います。</p> <p>よって、賛成といたします。</p>
議長	<p>他に、ございませんか。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和元年度筑前町一般会計補正予算（第1号）」を、採決します。</p> <p>本件は、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>挙手多数です。</p> <p>したがって、本件は、承認することに決定いたしました。</p>
日程第10～ 日程第12	
議長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第10、議案第26号から日程第12、議案第28号までは、議案の説明のみ行いたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、順次、議案の説明を求めます。</p> <p>建設課長</p>
建設課長	<p>議案書の49ページをお願いいたします。</p> <p>議案書のご説明に入る前に、恐れ入りますが、議案書の一部が誤った表記になっておりますので、訂正をよろしくお願いいたします。</p> <p>議案書の中の1、路線のところ、市道名が漢字でオ久保・今町線となっておりますけれども、その漢字の頭のところで「オ」となっている漢字を、カタカナの「オ」に訂正をお願いいたします。よろしくお願いいたします。正しくはカタカナ表記の「オ」に漢字の久保・今町線でございます。たいへん申し訳ございませんでした。</p> <p>それでは、議案第26号「区域外路線の認定の承諾について」</p> <p>道路法第8条第3項の規定に基づき、筑紫野市区域外路線の認定を承諾することについて、同条第4項により議決を求める。</p> <p>本日付け提出、町長名でございます。</p> <p>路線名 市道8695号 オ久保・今町線（予定）でございます。</p> <p>所在地 筑前町朝日字桜木943番地2地先</p> <p>延長 8.75m</p> <p>幅員 6.0mでございます。</p> <p>提案理由につきましては、先ほど町長よりご説明がありましたので、省略させていただきます。</p> <p>具体的な場所につきましては、別途に参考資料として箇所図を添付いたしておりますように、筑前町と筑紫野市の行政境界が朱色の真ん中になっております。</p> <p>筑紫野市側から申し出がございまして、行政境界になっております、この橋梁を含め、接道します市道の道路と一体的に維持管理を永続的にやりたいというふうな申し出がっております。</p> <p>したがって、筑紫野市が行政区域を超えて路線の認定をすることにつきましては、道路法の規定に基づきまして、筑前町の議会の議決、ご承諾をいただき、その後には市道の一部として認定の手続きを市議会のほうへ上程される運びとして、予定をさ</p>

	れております。以上でございます。
議 長	財政課長
財政課長	<p>議案書の50ページをお願いいたします。</p> <p>議案第27号「筑前町森林環境譲与税基金条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、町長説明のとおりですので省略をいたします。</p> <p>51ページをお願いいたします。</p> <p>第1条に、本条例の目的を定めています。</p> <p>森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、筑前町森林環境譲与税基金を設置をするものでございます。</p> <p>第2条に、基金として積み立てる額を定めておりますが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定により、譲与される額のほか一般会計歳入歳出予算で定める額としています。</p> <p>第3条に管理、第4条に運用益金の処理、第5条に繰替運用、第6条に処分、第7条に委任について定めております。</p> <p>附則、この条例は、公布の日から施行いたします。</p> <p>以上で、説明を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、議案書の52ページをお願いいたします。</p> <p>議案第28号「令和元年度筑前町一般会計補正予算（第2号）について」 令和元年度筑前町一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付け、町長名です。</p> <p>別冊の令和元年度一般会計補正予算（第2号）をお願いいたします。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>令和元年度筑前町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ6,320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億5,182万5,000円とするものです。</p> <p>歳出のほうから説明いたします。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>2款1項8目森林環境譲与税基金費322万9,000円は、本年度から譲与されることとなった森林環境譲与税を基金に積み立てるものです。</p> <p>19目企画費418万円の増額です。</p> <p>大刀洗飛行場100周年・平和記念館開館10周年記念事業の新聞広告料及び平和記念館PR用原画作成委託料となります。</p> <p>21目行政情報処理費の239万1,000円は、マイナンバー運用サーバー更新のための地方公共団体情報システム機構への負担金です。</p> <p>3款1項6目障害者福祉費16万2千円は、就学前障害児の発達支援無償化に伴うシステム改修委託料です。</p> <p>3款2項1目児童福祉総務費760万3,000円の増額は、保育料無償化に対応するためのシステム改修委託料が主なものです。</p> <p>5款1項3目農業振興費1,030万8,000円は、多面的機能支払交付金と強い農業づくり交付金の過年度分返還金です。</p> <p>6目農業土木費3,002万円は、中島池及び地藏谷池の洪水吐改修工事を実施をするものです。</p> <p>7款4項2目公園費305万2,000円は、改元に伴う令和事業として、多目的運</p>

	<p>動公園に梅の植樹記念の銘板及びフラッグポールを設置をするものです。</p> <p>9ページ、9款1項2目事務局費94万5,000円は、県委託金によりまして学校安全総合支援事業を実施をするための謝金、旅費、消耗品費等の予算です。</p> <p>9款8項1目社会教育総務費104万1,000円は、職員の産休育休代替臨時職員の賃金です。</p> <p>10款1項3目過年発生農林水産業施設災害復旧費26万9,000円は、過年度分返還金です。</p> <p>次に、歳入の説明をいたします。</p> <p>6ページをお願いします。</p> <p>1款1項1目個人町民税は、741万円を増額をするものです。当初予算におきまして、留保財源としていたものであります。</p> <p>2款3項1目森林環境譲与税322万9,000円は、令和6年度から賦課徴収をされます森林環境税に先行いたしまして、今年度から国の特別会計借入れによりまして、譲与をされるものです。</p> <p>13款1項5目農林水産費分担金480万4,000円は、中島池及び地蔵谷池の洪水吐改修工事の分担金です。</p> <p>15款2項2目総務費国庫補助金239万1,000円は、社会保障・税番号制度システム整備補助金でありまして、マイナンバー運用サーバー更新に対するものです。</p> <p>3目民生費国庫補助金16万2,000円は、地域生活支援事業費補助金で、就学前障害児の発達支援無償化に対するものです。</p> <p>16款2項3目民生費県補助金958万2,000円は、子ども・子育て支援事業費補助金で、保育料無償化に対するものです。</p> <p>5目農林水産業費県補助金1,400万円は、農村環境整備事業費補助金で、中島池及び地蔵谷池の洪水吐改修工事に対するものです。</p> <p>16款3項9目教育費県委託金90万円は、学校安全総合支援事業に対する委託金です。</p> <p>7ページ、19款2項1目基金繰入は、723万2,000円の増額補正です。</p> <p>ふるさと応援基金繰入金418万円は、大刀洗飛行場100周年、平和記念館開館10周年記念事業に対するものです。</p> <p>多目的運動公園広場整備基金繰入金305万2,000円は、多目的運動公園の梅の植樹等事業に対するものです。</p> <p>21款5項2目雑入1,349万円は、多面的機能支払交付金精算金1,273万7,000円と強い農業づくり交付金の過年度補助金返還金75万3,000円です。</p> <p>以上で、説明を終わります。よろしくをお願いします。</p>
議長	議案の説明が終わりました。
日程第13	
議長	<p>日程第13 請願第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書について、お手元にお配りいたしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしましたので、報告をいたします。</p>
日程第14	
議長	<p>日程第14 請願第2号「建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願」について、お手元にお配りをいたしました。</p> <p>請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告をします。</p>
散会	
議長	以上、本日の日程は、全部終了いたしました。

	<p>本日は、これで散会します。 お疲れさまでした。</p>
--	------------------------------------

(11:02)